

島田市パブリック・コメント制度実施要綱の考え方

1 目的

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関して必要な事項を定め、市の政策形成過程において市民等が意見を述べる機会を提供するとともに、市民等に対する説明責任を果たすことにより、市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

【考え方】

この手続は、政策形成過程において市民等が意見を述べる機会を提供し市民等に対する説明責任を果たすことで市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

2 定義

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント制度 市の基本的な政策の策定又は改定及び条例の制定又は改廃に当たり、案の段階でその趣旨、目的、内容等を広く市民等に明らかにし、市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、その提出された意見等に対する市の考え方を公表するとともに、提出された意見等を考慮し実施機関の意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

【考え方】

(1) この手続は、「意思決定前の情報の公表」による市民に説明する責務を果たすことと、「市民が意見を述べる機会」と「市の応答」を規定することにより、意思形成過程での市民参加と、行政の説明する責務を果たすことを要綱により一連の取組みとして確保するものである。

議会との関係は、議会制民主主義のもと、市が素案の考えをまとめる際には広く市民の意見を聞き、議会審議の参考となる、より質の高い原案を作成することと、その策定過程を透明にすることにある。

(2) この要綱に基づくパブリック・コメント制度の実施機関は議会を除く市の機関すべてとする。市長（市長事務部局）だけでなく、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会もこの制度の実施者として位置づける。議会（議会事務局）については、行政の執行機関ではなく、「議決」という権能を通じて条例制定権を持ち、あわせて執行機関のチェック機能を持つ機関であることから対象とはしない。

3 対象

第3条 パブリック・コメント制度は、次に掲げる政策等の策定（改定の場合を含む。以下同じ。）について実施するものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る基本となる方針
- (3) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る基本となる方針
- (4) 市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、策定しようとする政策等の趣旨、市民生活又は事業活動への影響等を勘案して、パブリック・コメント制度を実施することが適当であると市長が認めるもの

【考え方】

- (1)の「基本的政策を定める計画」は『島田市総合計画』や『環境基本計画』等政策の基本計画等。「個別行政分野において、広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」は、『島田市男女共同参画プラン(男女パートナーシップしまだ21)』や『次世代育成支援島田市行動計画』等全市域を対象として市の施策展開の基本方針や基本的な事項を定めるもので、推進計画の『施策』レベルの構想、指針、計画、基本的な考え方等（名称は問わない）。
- (2)の「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、許認可や規制・罰則などの規定を設ける条例が該当。ただし賦課徴収並びに分担金、手数料等に関する条例については、地方自治法第74条第1項で直接請求から除外されていることも踏まえ対象としない。
- (3)は、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針や市政を推進する上での共通の制度を定める条例。例えば、『情報公開条例』や「環境」や「まちづくり」、「市民参加」に関する条例など。
- (4)は、全市域を対象とする大規模な公共施設（全市対象の中央施設等）の基本的な事項を定める計画を対象（構想、計画の名称は問わない）。
- (5)としては、例えば、環境都市宣言や平和都市宣言のような宣言、憲章などを定めるものが該当。また、この要綱による対象は、第3条の規定する政策等となるが、基本的には幅広くパブリック・コメントを実施することが基本姿勢であり、第5号の規定の趣旨となっている。
なお、この要綱の対象外のものでも従来の「素案の事前公表」の考え方により、市民生活に影響の大きな施策等については、従来どおり情報提供をする。

4 適用除外

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント制度を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽易なものである場合
- (2) 法令の定めるところにより当然必要とする条例を改廃する場合
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関又はこれに準ずる機関が、次条から第9条までの規定に準ずる手続を経て策定した報告又は答申等に基づき実施機関が策定するものである場合
- (4) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するものである場合
- (5) 意見聴取の手続等が法令、条例又は規則により定められている場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に定める手続を行うことが、その手続に要する時間、費用等から考慮して、明らかに合理性を欠くと認められる場合

【考え方】

- (1) 「迅速又は緊急を要するもの」は、本手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経る暇がない場合をいう。また、大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わない、変更部分が軽微な場合は費用対効果の面で例外規定を設ける趣旨。
- (3) 市が附属機関である審議会等の答申等を受けて、その答申の内容で政策等の意思決定を行う場合、附属機関がその答申を審議する過程で、すでにこの要綱に準じた手続を実施している場合は、再度同種の手続を実施することは、効率性、費用対効果の観点から好ましくないことから、附属機関の手続を本要綱の手続とみなす特例。

5 政策等の案の公表

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。
 - (1) 政策等の案を作成した趣旨及び目的
 - (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が当該政策等の案を理解するために必要な資料

【考え方】

「政策等の策定をしようとするとき」は政策等の素案がまとまり、意思決定する前の時点。

なお、政策を策定する過程で幅広く参考とする意見を募集することは、構想段階以前に意見を聞く機会として、アンケートや公聴会、ワークショップなど「パブリックインボルブメント（政策等の形成過程において市民の意見・意思を幅広く取り込む機会を設け、政策等に反映す

る市民参加)」によるものとするため、第3条で対象となる政策等に関しては、「政策等の策定をしようとするとき」にパブリック・コメントを実施するというのがこの要綱の趣旨。

公表時期は、政策等の意思決定前に、政策等の素案について、この手続を実施するために必要な相当の期間を設けるものとする。

公表する内容は、市民等が積極的に意見を提出できるようにするため、わかりやすい『政策等の案』とともに、詳細な『資料』を用意するものとする。

2項 (1)～(3)の関連資料は、「政策等の趣旨」、「目的」、「内容等」の必要な事項の公表により、「現状の課題認識」、「めざす方向性と目的、及びその根拠」、「政策等の内容、費用対効果や検討した代替案、その政策等立案の過程」など、政策等を選択する際の争点がかかる必要な事項を定め公表するよう努めるものとする。

6 公表方法

第6条 前条の規定による公表は、市の広報及びホームページへの掲載、実施機関が指定する場所での閲覧及び資料の配布等市民が容易に入手できる方法により行うものとする。

【考え方】

広報紙は、基本的な政策等の周知として最も効果的な手段であることから、公表方法は、広報しまだへの掲載を基本として、広報の情報を補完するため、インターネットのホームページで要綱第5条の必要な情報（政策等の案と資料）を掲示するとともに、指定する場所で閲覧や配布により市民が容易に政策等の案の情報を入手できるものとする。

また、限られた紙面により、広報紙で十分な情報の公表ができないときは、必要に応じて折り込み等の手段を講じたり、または、紙面では政策等の案の概要を掲載し、詳細な資料の閲覧場所を示す対応をするものとする。

7 意見等の提出期間

第7条 実施機関は、第5条の規定により政策等の案を公表した日から起算して30日以上の間を設けて、意見等を求めるものとする。この場合において、実施機関は、公表の際に、当該意見等の提出期間を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

【考え方】

国の「規制の設定・改廃に係る意見提出手続（閣議決定）」の意見・情報の募集期間や、これまでの素案の事前公表の意見募集期間からみて、意見提出に必要な期間として政策等の素案の公表の日から起算して30日以上の間を確保する。

パブリック・コメント制度は事前の準備、意見募集期間、意見の集約と検討の期間などかなりの月数を要することから、緊急な場合は理由を付し、期間の特例をすることができるものとする。

8 意見等の提出方法

第8条 意見等の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法
- 2 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

【考え方】

意見の把握が、書面など記録として確認できるための提出方法を定めるもの。

意見提出にあたっては、市民と行政のパートナーシップの観点から、市民の最小限の責任ある対応として住所及び氏名の明記を求めるもの。

外国人の意見提出に対しては、特に外国人に密接に関係する重要な事例は別として、実務的には、提出意見は日本語を前提とし、提出言語を日本語以外とした場合には、意見等にあわせて日本語訳の添付を求めることがある旨、示すこととする。

9 意思決定に当たっての意見等の考慮

第9条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除くものとする。

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第6条の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

【考え方】

『市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方等の公表』に関して規定し、提出された意見等を考慮して意思決定した市の考えを示していくもの。

実務的には、提出された意見の数が多い場合は類似した意見ごとにまとめて公表。

・市の考え方は必要に応じてまとめて公表。

・公表にあたっては個人情報に関する部分は非公開とする。

実施機関の考え方の公表は、政策等の案の公表と同様の方法により公表する。

・公表の時期は、条例案については当該条例案の議会提出前、その他の政策等については当該政策等の実施前とし、適切な公表期間を設けるものとする。

10 一覧表の作成等

第 10 条 市長は、パブリック・コメント制度による手続を行っている政策等の一覧表を作成し、市長が別に定める場所および市のホームページへの公開等により、市民等に情報を提供するものとする。

【考え方】

パブリック・コメント制度案件の一覧表を市のホームページや広報紙等により公表していくものとする。

11 その他

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

【考え方】

パブリック・コメント制度の実施にあたり、この要綱に規定されていない事項を別に定めることができるようにするための委任条項。

12 附則

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際既に立案過程にある政策等については、この告示の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この告示の規定に準じた手続を実施するものとする。

【考え方】

パブリック・コメント制度は、かなりの期間を要するものなので、政策等の策定過程の一連の手続の途中から、要綱事項を適用することは困難と考えられる。

そこで、この要綱の手続の規定は、制度施行日以降に策定する政策等について適用し、既に立案過程にあるものについては適用しないものとする。